事業主の皆さまへ

令和８年11月号

# 日本年金機構からのお知らせ

## お願い　賞与支払届を忘れずにご提出ください

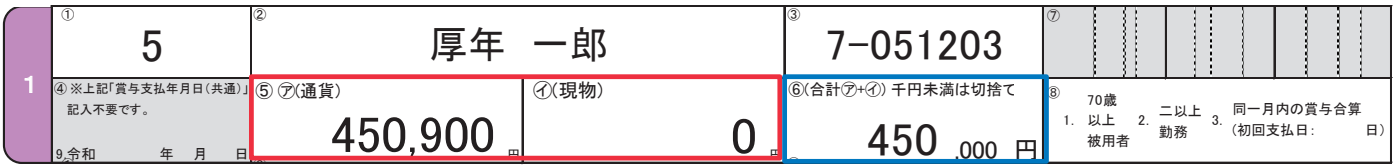
被保険者に賞与を支払ったときは、**支給日から５日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料などの計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。賞与を支払ったときは届出もれがないように注意してください。なお、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」を提出してください。

また、届書には賞与支払額および賞与額を必ず記入してください。

・「賞与支払額」欄（下図**赤枠**部分）：通貨（金銭）で支払われた金額と現物で支払われた金額

・「賞与額」欄（下図**青枠**部分）　：賞与支払額の合計額の1,000円未満を切り捨てた金額

賞与支払額および賞与額に記入がない場合や不備がある場合、再提出が必要になりますのでご注意ください。




## ご案内　療養、育児または介護と仕事の両立によって報酬が急減した方について、標準報酬月額の保険者算定の特例が始まります

療養、育児または介護と仕事の両立を支援する観点から、就労調整の結果として標準報酬月額が２等級以上低下した場合に、通常の随時改定の取扱いによることなく、より速やかに標準報酬月額を改定できる特例が令和９年１月から始まります（同年２月以降の標準報酬月額に適用されます）。

具体的には、

①療養、育児または介護と仕事を両立するための就労調整（所定労働時間の短縮など）を行うことにより報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて２等級以上低下し、かつその状態が３カ月以上続くことがあらかじめ見込まれること

②標準報酬月額の改定により将来の年金給付などが減少することについて、対象者に説明の上、あらかじめ書面で同意を得ていること

これらの要件に該当した場合、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、報酬が減少した月（届出月）の翌月から標準報酬月額を特例的に改定することができます。詳細は、追ってお知らせします。

## ご案内　電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）をご利用ください

**オンライン事業所年金情報サービス**は、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取る電子送付サービスです。

**累計で21.2万※以上の事業所で利用されています。**※令和７年度末時点

**一度の登録で、定期的にお受け取り**

**電子データで受け取って ペーパーレス化**

**紙の通知より先に 保険料額をお知らせ**

**こんな情報が受け取れます**
**※太字は電子送付のみ**

**社会保険料額情報**、保険料納入告知額・領収済額通知書、**保険料増減内訳書**、基本保険料/**賞与保険料算出内訳書**、被保険者データ

ご登録方法や受け取る情報の詳細は、こちらから

**日本年金機構　オンライン事業所年金情報サービス**　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

## お願い　算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください

毎年事業主の皆さまより提出いただいている算定基礎届は、保険給付金の決定および保険料額の計算の基礎となる標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

**算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください。**

なお、令和８年度算定基礎届の未提出または、一部の被保険者などの提出もれがある場合は、従前の標準報酬月額を本年度の標準報酬月額とみなして決定し通知しています。ただし、届書の提出が無く、実際の報酬とみなして決定された標準報酬月額に乖離があると、将来受け取る年金額が正しく計算されない場合があります。事業主の皆さまより提出いただく算定基礎届に基づいて標準報酬月額を決定する必要がありますので、必ず提出してください。

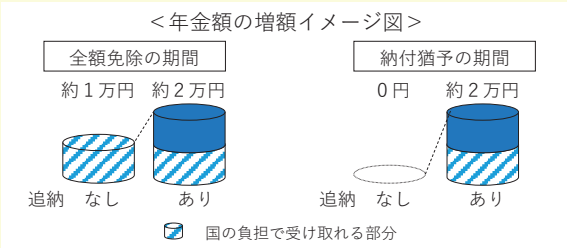
**提出先　：事務センター、所在地を管轄する年金事務所**
**提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参**
なお、算定基礎届の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
詳細は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

## ご案内　国民年金の追納制度について従業員の方にお知らせください
## 過去に国民年金の学生納付特例や免除期間がある場合は、追納により将来受け取る年金額を増やせます

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付した場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
また、納付猶予や学生納付特例の期間は、老後の年金額に反映されません。
ただし、**免除等の承認を受けた月から10年以内であれば保険料をさかのぼって納付（追納）して、年金額を増やすことができます。**追納すると、以下のメリットがあります。

### 追　納　す　る　２　つ　の　メ　リ　ッ　ト

**１.老後の年金額が一生にわたり増えます**
＜１年間分追納した場合＞
〇全額免除の期間は**年間で約１万円増額**
〇納付猶予（学生納付特例）の期間は**年間で約２万円増額**
※全額免除の期間は、保険料を納めなくても、国の負担により年金額が２分の１保障されています。




**２.税金の負担が軽減されます**
追納保険料は全額、実際に納付した年の「**社会保険料控除**」の対象となり、税金の負担が軽減されます。（家族分を納付した場合も控除されます。）

追納の申し込み方法については、日本年金機構のホームページをご確認ください。
なお、免除等の承認を受けた期間から、３年度目以降に保険料を追納する場合には、納付していただく保険料に加算額が上乗せされますので、お早めにご検討ください。

**「日本年金機構からのお知らせ」特集ページ**

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報などを掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html

**日本年金機構　公式ＳＮＳ**

X（旧Twitter）
https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook
日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278
英語・やさしい日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510

2611 1017 001（全国）